



公金の債権回収業務に関する法務研修

公金の債権管理回収業務 に関する法令と実務

平成27年2月4日(水)

岡山弁護士会

弁護士 小寺立名

I 債権管理の重要性

(1) 「債権」

民法上の債権

＝人(債務者)に給付を求める権利

自治法上の債権

＝人(債務者)に金銭の給付を求める権利

自治法第240条第1項

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

(2) 自治法上の債権の位置づけ

＝地方公共団体の「財産」

自治法第237条第1項

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(3) 債権管理を怠った場合の責任

住民監査請求、住民訴訟による 是正請求・損害賠償請求

自治法第242条第1項

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長・・・又は・・・職員について、・・・財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、・・・監査委員に対し、監査を求め、・・・当該怠る事実を改め、又は・・・怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

(4) 債権管理を怠った首長及び職員の責任

民法709条による、自治体に対する賠償義務

民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(参考)自治法第243条の2第1項

会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない……

(5) 債権管理について裁量の余地はあるか

自治法上、裁量の余地はない

東京都はみだし自動販売機事件

最高裁判所平成16年4月23日判決

「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条，地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば，客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず，原則として，地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」

尼崎市談合被害事件

最高裁判所平成21年4月28日判決も同じ

Ⅱ 公債権と私債権

(1) 「公債権」と「私債権」

公債権

＝公法関係である法律関係により生じる債権

私債権

＝本質上私法関係である法律関係による債権

(2) 「公債権」と「私債権」の区別の必要性

- ① 督促の根拠規定の違い
- ② 督促手数料・延滞金と遅延損害金
- ③ 送達の違い
- ④ 時効の違い

(3) 督促の根拠規定

公債権の場合・・・自治法第231条の3第1項

私債権の場合・・・自治法施行令第171条

自治法第231条の3第1項

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

自治法施行令第171条

普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(4) 督促手数料・延滞金と遅延損害金 公債権の場合

→税外徴収金条例に基づく督促手数料・延滞金

私債権の場合

→民法419、404条、商法514条による遅延損害金

自治法第231条の3第2項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

民法第419条第1項

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

民法第404条

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

商法第514条

商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

(5) 送達(とくに所在不明者に対する通知)

公債権の場合

→自治体の掲示板に掲示

私債権の場合

→民事訴訟法により裁判所が公示送達

自治法第231条の3第4項

第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

地方税法第20条の2第2項

公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

民法第98条第2項

前項(注:相手方不明または所在不明の場合)の公示は、公示送達に関する民事訴訟法の規定に従い、…行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

(6) 時効

公債権の場合

→期間は5年。相手方の「援用」不要で消滅。

私債権の場合

→期間は債権ごとに異なる。「援用」により消滅。

自治法第236条

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(7) 「公債権」と「私債権」の区別の基準

① 発生原因に着目

「法令に基づく賦課」⇔「双方の合意」

② 発生した法律関係の性質に着目

「本質的に私法関係と異ならない関係」

→別冊「質疑応答集」参照

(8) 公債権の種類

- ・強制徴収公債権

- 滞納処分可能(自力執行権あり)

- ・非強制徴収公債権

- 民事訴訟法による訴訟提起

- 民事執行法による強制執行

- ⇒私債権と同じ

自治法第231条の3第3項

普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(9) 強制徴収公債権の種類

- ① 受益者分担金(自治法第224条)
- ② 旧慣使用の加入金(自治法第226条)
- ③ 過料(自治法第14条第3項等)
- ④ 法律で定める使用料その他の歳入

【法律で定める使用料その他の歳入の例】

- ・国民健康保険料、介護保険料、保育料
- ・下水道に関する使用料等
- ・港湾に関する入港料、占用料等
- ・土地改良事業に関する負担金等
- ・漁港に関する利用料、占用料等
- ・道路占用料等

Ⅲ 債権の徴収強化

(1) 督促

期限までに支払われない場合

→期限を指定して督促しなければならない

※督促の方法は各自治体の財務(会計)規則参照

例：岡山県財務規則第61条

収入決定者は、収入金を納期限までに納付しない者又は債務を履行期限までに履行しない者があるときは、納期限又は履行期限から二十日以内に督促状(様式第三十三号)を送付するとともに、督促状送付票兼滞納金整理票(様式第三十四号)を作成しなければならない。ただし、督促状の送付期限の日が休日に当たるときは、休日の翌日をその期限とする。

- 2 督促状に指定すべき納期限又は履行期限は、当該督促状の送付の日から十日以内の日としなければならない。

(2) 保証人へ請求、訴訟提起、強制執行等

督促してもなお支払われない場合

→原則：次の措置をとらなければならない。

①保証人へ請求

②訴訟提起

③強制執行の申立

自治法施行令第171条の2

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(2)ー2 保証人へ請求、訴訟提起、強制執行等 そのタイミング(時期)

「督促をした後相当の期間を経過」したとき
→規則で目安を定める例もある。

ポイント:保証人への請求は早めがよい。

例:岡山県債権管理条例施行規則

(督促後の相当の期間)

第六条

条例第六条の相当の期間は、おおむね一年とする。

(2)ー3 訴訟提起と議会の議決

裁判所に訴訟を提起するには
→事前に議会の議決が必要

例外①専決の指定がある場合

②地方公営企業法の適用事業

(条例で特に定める場合を除く 同法第40条第2項)

自治法第96条第1項第12号

普通地方公共団体がその当事者である・・・訴えの提起・・・、
和解・・・、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

自治法第180条

普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2)ー4 保証人へ請求、訴訟提起、強制執行等
その例外(施行令第171条の2但書)

- ① 徴収停止の措置をとるとき
- ② 履行期限の延長をするとき
- ③ その他特別の事情があるとき

(3) 履行期限の繰上げ

履行期限を繰り上げる理由が生じた場合
→原則：繰り上げなければならない。

自治法施行令第171条の3

普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

民法第137条

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(4) 債権の申出その他の保全措置

債務者が破産手続開始決定を受けた場合
→債権の届出

その他債権を保全する必要があるとき
→保証人、担保設定、仮差押命令申立等

自治法施行令第171条の3

普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

IV 債権の徴収緩和

(1) 履行延期の特約

当初の履行期限に履行できない場合

→債務者の資力等を確認して、
履行期限の延長の特約(合意)又は処分を
することができる。

【効果】

- ① 適宜分割して履行期限を再設定できる
- ② この特約・処分以降、遅延損害金が発生しない
- ③ 訴訟提起する義務が発生しない
- ④ 無資力の場合、最初の特約・処分から10年で免除可能

(1)ー2 根拠法令：自治法施行令第171条の6

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(1)ー3 「無資力又はこれに近い状態」(1号)

無資力:①換価可能な資産がなく
②生計を維持できるだけの収入がない

参考:地方税法第15条の7

地方税法 (滞納処分の停止の要件等)第15条の7第1項

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

(1)－4 「無資力又はこれに近い状態」(1号)

地方税法第15条の7第1項第2号

「滞納処分をすることにより生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」

参考：国税徴収法基本通達

国税徴収法基本通達

法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者(個人に限る。)の財産につき滞納処分の執行・・・をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態(法第76条第1項第4号に規定する金額(=1月ごとに10万円(滞納者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他の親族があるときは、これらの者一人につき45,000円を加算した金額)で営まれる生活の程度)になるおそれのある場合をいう。

(1)ー5 「徴収上有利」(2号)

- ① 当該債務の全部を一時に履行することが困難かつ
- ② 現有資産の状況から、履行延期が徴収上有利

【例】

個人事業者が事業用資産を換価して弁済するよりも、事業を継続してもらいながら弁済を受ける方が完納を目指せる。

(1)－6 各号該当性の判断資料

次のような資料の提出を求めたい

【財産がないこと】

- ① 固定資産評価証明書・不動産
- ② 預金通帳・残高確認、収支状況の確認

【収入がないこと】

- ③ 所得証明書・所得、生命保険控除
- ④ 給与明細書・収入状況、勤務先の確認

(1)ー7 履行延期特約の手續・期間

各自治体の財務(会計)規則を参照

岡山県財務規則

第二百六十一条 収入決定者は、令第七十一条の六第一項の規定により履行期限を延期しようとするときは、債務者から履行延期申請書(様式第二百二十九号)を提出させなければならない。

2 収入決定者は、前項の履行延期申請書の提出を受けた場合において、履行期限を延期する特約又は処分(次条において「履行延期の特約等」という。)をすることを適当と認めるときは、履行延期通知書(様式第三百三十号)を当該債務者に送付するとともに出納機関にその旨を通知しなければならない。

(履行期限を延期する期間)

第二百六十二条 収入決定者は、履行延期の特約等をしようとするときは、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から五年(令第七十一条の六第一項第一号又は第五号に該当する場合には、十年)以内の期間においてその延期に係る履行期限を定めなければならない。ただし、更に履行延期の特約等をするを妨げない。

(1)ー8 履行延期特約の内容

① 組みなおした償還計画(履行期限)

② 履行期限の繰上げ条項

岡山県財務規則

第261条 履行延期申請書(様式第129号)より抜粋

県は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延期された履行期限を繰り上げることができる。

ア 県において、債務者がその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

イ 債務者が分割された弁済金額について履行を怠つたとき。

ウ 債務者に次の事由が生じたとき。

(ア) 強制執行を受けたとき。

(イ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

(ウ) その財産について競売の開始があつたとき。

(エ) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(オ) 解散したとき。

(カ) 債務者について相続の開始があつた場合において相続人が限定承認をしたとき。

(キ) (エ)から(キ)までに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたとき。

エ 債務者が履行延期の特約(処分)に付された条件に従わないとき。

オ その他県において債務者の資産の状況その他の事情の変更により当該延期に係る履行期限によることが不適當となつたと認めるとき。

(1)－9 分納誓約と履行延期特約の違い

- ① 債務者からの一方的な申し出(の体裁)
- ② 遅延損害金が発生し続ける
- ③ 債務者の資力確認なし

→ 「分納誓約」 法令上の位置づけは不明

“弁済について誠実な意思があることの表れ“

(2) 免除

- ① 「無資力又はこれに近い状態」で履行延期
 - ② 10年経過してなお「無資力又はこれに近い状態」
 - ③ 弁済の見込みなし
- 議会の議決がなくても免除できる。

自治法施行令第171条の7

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

(3) 徴収停止

- ① 債務者が法人で事業休止し再開の見込みなく資産もなし
- ② 債務者が所在不明で資産もなし
- ③ 債権が少額で、取立費用に満たない

→ 上記いずれかに該当し、履行させることが困難な場合、以後、取り立てをしないことができる(内部の取扱い)。

自治法施行令第171条の5

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(3)－2 徴収停止と強制徴収公債権の執行停止

- ① 滞納処分の執行停止は滞納者に対する処分⇔内部取扱
- ② 執行停止後3年経過すれば債権消滅⇔時効を待つ

→徴収停止後一定期間経過により「放棄可能」とする必要あり

地方税法第15条の7（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

V 実務上の諸問題

(1) 消滅時効への対応

早わかり「消滅時効」

- ① 「権利を行使することができる時」から起算
＝要するに法定又は約定の納期限（の翌日）
- ② 債権類型ごとに定められた時効期間が経過
- ③ （私債権：「援用」により）権利が消滅
- ④ 時効期間経過前に「中断」措置を取るとリセット
- ⑤ 時効期間経過後の「時効利益の放棄」又は「債務の承認」があればリセット（除：公債権）

○債権類型ごとの「時効期間」

- 原則 公債権は5年（地方自治法236条1項）
私債権は10年（民法167条1項）

●その他 主なもの

- ・商行為による債権は5年（商法522条）

例 会社や商人に対する貸付金債権

- ・定期債権（年又はこれより短い期間ごとに金銭を支払ってもらふ債権）は5年（民法169条）

例 月極賃料など

- ・確定債権（判決や裁判所での和解等により権利が確定した債権）は10年（民法174条の2）

●短期消滅時効のあれこれ(民法)

【三年の短期消滅時効】

第170条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

【二年の短期消滅時効】

第173条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

【一年の短期消滅時効】

第174条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

○時効の「援用」

- ・私債権の場合、「援用」がない限り、債権は消滅しない
（公債権は「援用」を要せず消滅（自治法236条2項））
- ・「援用」は口頭的意思表示でもよいが、「援用」の意思を明確にするため、文書を取得するのがベター
- ・主債務者が「援用」すると、保証債務の付従性により、保証債務も消滅する
- ・「援用」されない場合（所在不明、音信不通など）
→回収が見込めない場合は「放棄可能」とする条例を

○時効期間経過前の「中断」

●「中断」の事由（民法147条）

- ①請求
- ②差押え、仮差押え又は仮処分
- ③承認

●「請求」

- ・裁判上の請求（訴えの提起など）は○
- ・1回目の督促は○（自治法236条4項）
- ・2回目以降の督促は×（民法153条の「催告」）
※ただし6か月以内に裁判上の請求をすれば○

○「債務の承認」

＝債務者が債権者に対して債務の存在を認識していることを表示すること

【例】

- ・「債務承認書」を作成してサインしてもらう
- ・「一部弁済」をしてもらう

※いずれも、全体の債務状況を確認してもらったうえで、行ってもらう必要がある。

※債務者本人に承認してもらう。×家族

※保証人の債務承認は主債務者の時効を中断しないので要注意。(保証債務だけ中断する)

○時効期間経過後の「債務の承認」(私債権)

- 時効を知って「債務承認」→時効の利益の放棄
- 時効を知らずに「債務承認」→援用権の喪失

(最高裁判所昭和41年4月20日大法廷判決)

→ 「債務承認」は時効期間経過の前後を問わず、
時効をリセットする。

※いずれも、その翌日から新たに時効期間がスタートする。⁴⁷

(2) 相続への対応

早わかり「相続」

- 1 債務者の死亡により、債務者の一切の権利義務が法定相続人に承継される(民法896条)。
- 2 法定相続人は、配偶者と、(1)子、(2)親、(3)兄弟姉妹。
- 3 法定相続分は、(1)配偶者 $1/2$ ＋子 $1/2$
(2)配偶者 $2/3$ ＋親 $1/3$
(3)配偶者 $3/4$ ＋兄弟姉妹 $1/4$
- 4 債務(保証債務も債務)は、法定相続分の割合により当然に分割されて承継される。 ※遺言や遺産分割協議の内容は無関係。
- 5 相続債務を一本化する方法 「併存的債務引受」
- 6 債務を承継しない制度:家庭裁判所への「相続放棄」の申述
※法定相続人全員による「限定承認」の申述も
- 7 法定相続人が不存在の場合は利害関係人が家庭裁判所に「相続財産管理人」の選任申立をして、清算手続を行ってもらう。
- 8 相続人が確定した時又は相続財産管理人が選任された時から6か月が経過するまでは、時効は完成しない(民法160条)。

「併存的債務引受」

＝債務者の一人が他の債務者の債務の履行を引き受ける意思を表示すること

→他の債務者と連帯して債務を負担する。

Cf. 他の債務者が債務を免れる「免責的債務引受」もあるが、債権者には不利。

【具体例】 債務者が死亡し、妻と子が1/2ずつ承継

妻が、子の相続債務を連帯して引き受ける旨の「併存的債務引受」の意思表示をした場合

→ 妻から、子の相続債務分も含めて、弁済を受けることができる。

※ただし、妻が支払っても、子の相続債務の時効は中断しない。

「相続放棄」

＝法定相続人が「自分が法定相続人になったことを知った時から3か月以内」に家庭裁判所に申述書を提出することにより、当初から相続人ではなかったことになる制度（民法915条）。

- ※ 相続放棄申述受理通知書又は受理証明書で確認
- ※ 債権者が家庭裁判所に照会することも可能

【最高裁判所昭和59年4月27日判決】

「被相続人に相続財産が全く存在しないと信ずるにつき相当な理由があると認められるときは、本条の熟慮期間は、相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識し得べき時から起算する。」

○相続発生後の対応

- 法定相続人(配偶者と子は确实)と連絡を取り、債務の内容を伝え、相続放棄の有無や法定相続人の連絡先を聞き取る。
- 被相続人の住民票の除票を取得して本籍地を確認し、本籍地の市町村役場から除籍や従前の戸籍を取り寄せて法定相続人を確認し、法定相続人の戸籍の附票を取り寄せて法定相続人の現住所を確認する。
- 法定相続人から債務承認書を得て(時効中断)、今後の弁済方法(基本は生前と同様)を確認する。
その際、必要に応じて「併存的債務引受書」を取得する。

(3) 破産への対応

早わかり「破産」

- 債務の支払不能に陥った債務者が、裁判所に申し立てて、
 - (1)保有財産を換価して債務の支払いに充てる「破産」手続きと、
 - (2)清算後の残存債務の支払いを免れる「免責」手続きがある。
- 裁判所の「破産手続開始決定時」に存在した資産と債務が清算の対象になる。
- めぼしい資産がないときは「同時廃止」、資産を換価したが配当を実施できるほどの財源を確保できなかったときは「異時廃止」、配当にまで至ったときは「配当終結」。

「免責」

＝裁判所の免責決定の確定により、残存債務について、責任を免れる制度。 → 「自然債務」になる。

Cf. 法人の場合は、破産手続の終結により法人が消滅するので債務も当然に消滅する。ただし、法人名義の資産が残った場合、後日、清算人選任により法人が復活する可能性あり。

●破産者が裁判所に提出した「債権者名簿」に登載されていない債権はどうなるか。

破産法253条1項6号により、「破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権(当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。)」は非免責債権となる。

※裁判例では、失念していた場合は非免責と判断される傾向あり。 55

「破産」と債権放棄

- ・ 自然人の場合、免責決定後も「自然債務」として債務が残る。
 - 「債権放棄」を可能とする条例の制定を検討する必要あり
- ・ 「債権者名簿」への記載漏れの場合も「放棄」対象にするか。
 - 破産開始決定後の資力の回復の有無を考慮する

「主債務者の破産」と保証人の時効管理

- ・主債務者である「法人」が破産した場合

→最高裁判所平成15年3月14日判決

(法人の消滅により)もはや存在しない(主)債務について、消滅時効を観念する余地はないから、その会社を主債務者とする保証人は、主債務についての時効が会社の法人格の消滅後に完成したことを主張して、主債務の消滅時効の援用をすることができない。

- ・主債務者である「自然人」が破産免責決定を受けた場合

→最高裁判所平成11年11月9日判決

免責決定を受けた(主)債権については、その強制的実現を図ることができないことから、もはや「権利を行使することができる時」を起算点とする消滅時効の進行を観念することができない。

⇒結局、保証人に対する債権のみを管理すればよい。

(4) 債權放棄

「債権放棄」あれこれ

- 「議会の議決」に基づく放棄（自治法96条1項10号）
- 無資力の履行延期後10年経過による免除（施行令171条の7）
- 「貸付金の返還免除に関する条例」に基づく免除
- 「債権管理条例の債権放棄条項」に基づく放棄
- 「専決指定」による放棄

「岡山県債権管理条例」の放棄条項

(放棄)

第十二条 知事等は、非強制徴収債権が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- 一 非強制徴収債権(時効による消滅について時効の援用を要するものに限る。)について、時効の期間が経過したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)
- 二 破産法(平成十六年法律第七十五号)その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- 三 債務者が死亡し、その相続が開始された場合であって、限定承認があったとき又は相続人が不存在のときにおける相続財産の価額が、強制執行の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の有する金銭の給付を目的とする権利の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 四 次のイからハまでのいずれかに該当し、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
 - イ 第九条の規定により徴収停止をし、その日から相当の期間を経過していること。
 - ロ 第六条各号に掲げる強制執行等の措置をとってなお完全に履行されていないこと。
 - ハ 担保の付されている非強制徴収債権について、担保権を実行するよりも徴収上有利であると認められる処分を債務者が自ら行うことにより履行してなお完全に履行されていないこと。

岡山県の場合の「債務者の無資力」と「債権放棄」

(※以下、保証人からも回収不能であることを前提とする。)

- 主債務者の所在が不明で財産も不見当
 - 徴収停止(自治法施行令171条の5)
 - 徴収停止後3年経過してなお履行の見込みがなければ債権管理条例12条4号イによる債権放棄が可能。

- 主債務者に対して強制執行まで試みたが回収できない場合
 - 債権管理条例12条4号ロによる債権放棄が可能。

- 主債務者が無資力で分納も困難な場合
 - 履行延期特約(自治法施行令171条の6)をして資力の回復を待ち、10年経過しても無資力の場合は免除可能(自治法施行令171条の7)

Cf.「議会の権限に属する事項中知事の専決処分事項の指定について」

二 百万円を越えない債務負担行為の補正をしまたは権利を放棄すること。

終わりに

債権管理のポイントは
「出口戦略」にあり